

## 高砂市地区連合自治会活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会の活性化及び良好な地域社会の維持又は形成を目的とした事業に係る補助金を地区連合自治会に対し交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の安全安心の推進に関する事業
- (2) 自治会内の情報共有・デジタル化の推進に関する事業
- (3) 地域住民の交流に関する事業
- (4) 自治会への加入促進に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体（外郭団体を含む。）から助成を受けている事業
- (2) 市が実施する事業と実質的に同一事業とみなされる事業
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有すると認められる事業
- (4) 団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業
- (5) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 営利性のある事業
- (8) その他補助の趣旨に沿わないと判断される事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の経費は、次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 燃料費
- (5) 印刷製本費

- (6) 食糧費
- (7) 通信運搬費
- (8) 保険料
- (9) 広告宣伝費
- (10) 委託料
- (11) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度内において、第2条第1項各号に掲げる事業に係る前条各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、次に掲げる額の合計額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。)を超えるときは、当該合計額とする。

- (1) 均等割額 1地区連合自治会につき75,000円
- (2) 世帯割額 予算の範囲内において市長が定める額

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度につき1地区連合自治会1回限りとすること。
- (2) 地区連合自治会が直接市内で実施する事業であること。

(補助金の交付手続)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)に定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。